



国家人権委員会と人権保護 韓国の経験を中心に

申 蕙 秀 <シン ヘス> (Heisoo@gmail.com)

国連人権政策センター理事長

元大韓民国国家人権委員会委員(2005-2008)

現国家人権委員会 政策諮問委員会および国際人権専門委員会委員



국가인권위원회 国家人權委員會

人間が人間らしく生きる世の中 国家人權委員會が共にあります



国家人權委員會は誰にでも開かれています

目次



1. 韓国の国内人権機関設立の過程
2. 国内人権機関の独立性確保のための取組み
3. 国内人権機関の存在価値と有用性

1. 韓国の国内人権機関設立の過程

1.1 韓国の民主化と大統領選挙公約

1.2 法務部[省]の試み

1.3 市民社会の取組み



1.1 韓国の民主化と選挙公約

- 1991.9 大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国が国連に同時加盟
- 1993.2 金泳三（キム・ヨンサム）文民政府がスタート
- 1993.6 ウィーン世界人権会議に先立ち、韓国の人権団体がパリ原則に則った国家人権委員会を設立するよう韓国政府に提案
（国連世界人権会議のための民間団体共同対策委員会）
- 1996.11 国会法制司法委員会での千正培（チョン・ジョンベ）議員の質疑で法務部が国内人権機関設立を前向きに検討していると答弁
－ 法務部内部の研究作業が事実上、明らかになる
- 1997.12 大統領選挙で国内人権機関設置を選挙公約として掲げた金大中（キム・テジュン）候補が当選
- 1998.2 大統領職引継ぎ委員会が「人権法制定および国内人権機関設立」を新政府100大課題に含めて発表

1.2 法務部の試み：「アリバイ」人権機関

- 1998.4 <国家人権委員会設立準備団> 発足
- 1998.6.23 金大中政府 1998年度の課題に人権法制定を発表
- 1998.9.25 法務部(当時の長官[大臣]朴相千(パク・サンチョン))
「人権法」試案を公開発表
- 1999.3.30 法務部が準備した人権法案を国務会議で議決：
法務部傘下に特殊法人として国家人権委員会を設置すると規定
- 1999.4.7 政府法案として国会に提出

法務部案の問題点

- 人権委員会の名称と位置づけ:
 - 「国民人権委員会」
 - 法務部傘下の特殊法人
- 人権委員の独立性:
 - 11名のうち、当て職4名は関係省庁の次官
 - 残り7名は法務部長官[大臣]が推薦し、大統領が任命

1.3 市民社会の取組み

- 1998.9.17 30数団体が <人権法制定および国内人権機関設置のための民間団体共同推進委員会> 結成
(→ '99.4月 70数団体による「正しい国内人権機関実現のための民間団体共同対策委員会」に改編)
- 1999.4 政府案に対して34人の人権運動家が明洞（ミヨンドン）聖堂で7日間のハンスト座り込み
- 法務部と人権団体間の対立は継続→ 随時、臨時会議の開催
- 2000.12.18 人権活動家が連合してハンスト座り込み:明洞聖堂前で13日間、「去れ、国家保安法, 来い、国家人権委」
- 2001.4.30 臨時国会で <国家人権委員会法> 通過
 - 在籍議員273名中、賛成137名、反対133名、棄権3名: 4票差で通過
 - 2001.11.25 <国家人権委員会>発足

2. 国内人権機関の独立性確保の取組み

2.1 独立性確保の要件

2.2 国家人権委員会法上の独立性

2.3 独立性の危機と克服



2.1 独立性確保の要件

- **意思決定**の独立性:

→ 外部集団(大統領、上級機関、利益団体等)の影響から離れ、独立した決定ができなければならない: 委員会の構成と任命が重要

- **機関運営**の独立性:

→ 人事、予算、組織等に関する自律的な権限を確保されなければならない

- **機能上**の独立性:

→ 所管業務を遂行する過程で関係省庁および利益団体から独立して独自の決定ができなければならない

2.2 国家人権委員会法上の独立性

- 国家人権委員会法

- 2001.5.24 制定、2001.11.25 施行
- これまでに18回改正(一部改正8回、他法改正10回)

第3条 (国家人権委員会の設立と独立性)

- ① この法で定める人権の保護と向上のための業務を遂行するために国家人権委員会) 以下「委員会」とする) を置く。
- ② 委員会はその権限に属する業務を独立して遂行する。

→ 行政府、立法府、司法府のいずれにも所屬しない独立した国家機関 (憲法機関にはならない)

委員会構成と独立性 1：選出の主体

第5条(委員会の構成)

- ① 委員会は委員長1名と常任委員3名を含む11名の人権委員(以下「委員」とする)で構成される
 - ② 委員は次の各号の者を大統領が任命する <改正 2016. 2. 3.>
 - 1. 国会が選出する4名（常任委員2名を含む）
 - 2. 大統領が指名する4名(常任委員1名を含む)
 - 3. 大法院長[※日本の最高裁長官]が指名する3名
- 人権委員11名のうち常任委員は4名(委員長+3人)
- 非常任委員は7名
- 与党6名（大統領指名4名+与党選出2名）

委員会構成と独立性2: 資格

第5条(委員会の構成) (続き)

③ 委員は人権問題に関する専門的な知識と経験があり、人権の保障と向上のための業務を公正で独立的に遂行することができると認められる者として、次の各号のいずれかひとつに該当する資格を持たねばならない <新設 2016. 2. 3.>

1. 大学や公認された研究機関で副教授以上の職やこれに相当する職に10年以上就いているか、就いていた者
2. 判事・検事または弁護士職に10年以上就いているか、就いていた者
3. 人権分野の非営利民間団体・法人・国際機関で勤務するなど人権関連の活動に10年以上従事した経歴のある者
4. その他に社会的信望の高い者として市民社会団体から推薦を受けた者

→ 初期の人権委法にはなかった条項

委員会構成と独立性3: 多様性と身分保障

- ④ 国会、大統領または大法院長は、多様な社会階層から候補の推薦を受けるか、意見を聞いた後、人権の保護と向上に関連する**多様な社会階層の代表性を反映**することができるよう委員を選出・指名しなければならない <新設 2016. 2. 3>
- ⑤ 委員長は委員のうちから大統領が任命する。この場合**委員長は国会の人事聴聞を経なければならない** <改正 2012. 3. 21, 2016. 2. 3>
- ⑥ 委員長と常任委員は政務職公務員として任命する <改正 2016. 2. 3>
- ⑦ 委員は特定の**性が10分の6を超えないよう**にしなければならない <改正 2016. 2. 3>
- ⑧ 任期が終わった委員は後任が任命される時までその職務を遂行する <改正 2016. 2. 3>

第8条(委員の身分保障) 委員は禁固以上の刑の宣告による場合を除き、本人の意思に反して免職されない。ただし委員が長期間の心神耗弱で職務を遂行することが極めて困難であるか、不可能である場合には委員全体の3分の2以上の賛成による議決で退職させることができる <改正 2016. 2. 3>

[全文改正 2011. 5. 19.]

- 委員長に対する国会人事聴聞の追加
- 男女性別均衡条項の作成

委員会予算と独立性

第6条 (委員長の職務)

⑤ 委員長は委員会の予算関連業務を遂行するとき、国家財政法第6条第3項による中央官署の長とみなす

→ 予算の独立性なし - 人権委は「独立機関」ではなく「中央官署」[※スライドNo.16参照]として企画財政部の統制を受ける

→ 国家財政法第40条による独立機関にしようとする2021年の試みは失敗

* 参考：国家財政法

第6条(独立機関および中央官署) ①この法で「独立機関」とは国会・大法院・憲法裁判所および中央選挙管理委員会をいう
②この法で「中央官署」とは「憲法」または「政府組織法」その他の法律により設置された中央行政機関をいう
③国会の事務総長、法院[裁判所]行政処長、憲法裁判所の事務処長および中央選挙管理委員会の事務総長はこの法を適用する際、中央官署の長とみなす <改正 2020. 6. 9.>

第29条(予算案編成指針の通報) ①企画財政部長官は国務会議の審議を経て大統領の承認を受け、
次年度の予算案編成指針を毎年3月31日までに各中央官署の長に通報しなければならない
<改正 2008. 2. 29., 2014. 1. 1.>
②企画財政部長官は第7条の規定により国家財政運用計画と予算編成を連携するために第1項の規定により予算案編成指針に中央官署別に支出限度を含めて通報することができる
<改正 2008. 2. 29.>

第40条(独立機関の予算) ①政府は独立機関の予算を編成するとき、当該独立機関の長の意見を最大限尊重しなければならない、国家財政状況などにより調整が必要なときには当該独立機関の長と事前に協議しなければならない <改正 2020. 6. 9.>
②政府は第1項の規定による協議にもかかわらず、独立機関の歳出予算要求額を減額しようとするときには国務会議で当該独立機関の長の意見を聞かなければならず、政府が独立機関の歳出予算要求額を減額するときには、その規模および理由、減額に対する独立機関の長の意見を国会に提出しなければならない <改正 2020. 6. 9.>

委員会の人事と独立性

- 第16条(事務局)** ① 委員会に委員会の事務を処理する事務局を置き、事務局には軍人権保護官の業務を支援するための支援組織を置く <改正 2022. 1. 4.>
- ② 事務局に事務総長1名と必要な職員を置き、事務総長は委員会の審議を経て、委員長の提案により大統領が任命する
- ③ 所属職員のうち5級以上の公務員または高位公務員団に属する一般職公務員は委員長の提案により大統領が任命し、6級以下の公務員は委員長が任命する
- ④ 事務総長は委員長の指揮を受け事務局の事務を管轄し、所属職員を指揮・監督する [全文改正 2011. 5. 19.]

- 第18条(委員会の組織運営)** ① この法に規定された事項以外に委員会の組織に関して必要な事項は委員会の独立性を保障し、業務を効果的に遂行することができるよう最大限考慮し大統領令として定める <改正 2016. 2. 3>
- ② この法に規定された事項以外に委員会の運営に必要な事項は委員会規則として定める <新設 2016. 2. 3> [全文改正 2011. 5. 19]

→ 事務局人事は行政安全部の統制を受ける (発足時 180名→現 248名)

→ 委員会の組織と運営に制約

2.3 独立性の危機と克服

- ・ **第1次危機: 2008. 1. 16 李明博(イ・ミョンバク) 大統領職の引継ぎ委員会**
 - 政府が組織改編案発表: 国家人権委員会を大統領直属の機関に転換する計画を含む
 - ルーズ・アルブール国連人権高等弁務官が、李慶淑(イ・ギョンスク) 引継ぎ委員長に公開書簡(2008.1.17付):
 - 韓国人権委の独立性を阻害するいかなる計画も再考するよう要請
 - ジェニファー・リンチICC 議長など国際社会において憂慮が表明される。
 - ※ICC = 国内人権機関の協議体である「国内人権機関国際調整委員会」
 - 2月8日 与野党が協力し人権委を独立機関として存置することで合意

・ 第2次危機：2009年4月 人権委を弱体化させるための組織改編

- 監査院が監査の結果、国家人権委員会の組織を効率的に整備せねばならないと発表
- 定員が44名(21.2%)、局・課単位の組織の50%近くが縮小
- 安京煥（アン・ギョンファン）人権委員長が任期満了より4か月早い7月に辞表
- 2017年5月 文在寅（ムン・ジェイン）政府発足以降、組織と定員の回復に取り組む

・ 第3次の危機: 6年間の長期(2009年7月~2015年8月)

- 2009. 7 李明博大統領が玄炳哲（ヒョン・ビョン Chol）教授を委員長に任命
(当時、漢陽大学サイバー大学学長、民法専攻で人権分野の経歴は全くなし)
- 市民社会団体が玄委員長を反対し、退陣運動
- 2010.11 2名の常任委員と1名の非常任委員が辞退
- 2011 [人権委の] 労組幹部の契約職調査官の契約解除[再契約拒否]、一人デモをした職員11名を懲戒
- 2012. 8 玄炳哲委員長が李明博大統領により再任
- 2015. 8 任期終了まで人権委の業務はちぐはぐな状況に苦しむ
ICCは3回にわたり、国内人権機関の等級審査[格付け]保留 (2014.3月, 10月, 2015.3月) → 2016.5月 A等級を維持
- 人権委の生命は独立性とそれに基づく社会的権威と尊敬

3. 国内人権機関の存在価値と有用性

3.1 人権委の業務範囲

3.2 アクセス、調査と決定

3.3 政策勧告と人権基準の確立

3.4 行政、立法、司法、市民社会間の架け橋の役割



3.1 人権委の業務範囲

第19条(業務) 委員会は次の各号の業務を遂行する

1. 人権に関する法令（立法過程中にある法令案を含む）・制度・政策・慣行の調査と研究およびその改善が必要な事項に関する勧告または意見の表明
2. 人権侵害行為に対する調査と救済
3. 差別行為に対する調査と救済
4. 人権状況に対する実態調査
5. 人権に関する教育および広報
6. 人権侵害の類型、判断基準およびその予防措置などに関する指針の提示および勧告
7. 国際人権条約加入およびその条約の履行に関する研究と勧告または意見の表明
8. 人権の擁護と伸長のために活動する団体および個人との協力
9. 人権と関連する国際機関および外国の人権機関との交流・協力
10. その他に人権の保障と向上に必要だと認められる事項

[全文改正 2011. 5. 19.]

申立可能な“人権侵害行為”とは？

第2条(定義) この法で使用する用語の意味は以下とする <改正 2016. 2. 3., 2020. 2. 4., 2022. 1. 4., 2022. 4. 26.>

1. 「人権」とは「大韓民国憲法」および法律で保障されるか大韓民国が加入・批准する国際人権条約および国際慣習法が認める人間としての尊厳と価値および自由と権利をいう
2. 「拘禁・保護施設」とは次に該当する施設をいう
 - ア. 教導所[刑務所]・少年教導所[刑務所]・拘置所およびその支所、保護看護所、治療看護施設、少年院および少年分類審査院
 - イ. 警察署留置場および司法警察官吏が職務を遂行するために人を調査、留置、収容するのに使用する施設
 - ウ. 軍教導所[刑務所](支所・未決収容施設を含む)
 - エ. 外国人保護所[入管収容所]
 - オ. 多数者保護施設(多数を保護し収容する施設として大統領令で定めた施設をいう)

申立ができる“差別行為”

3. 「平等権侵害の差別行為」とは合理的な理由なく、性別、宗教、障害、年齢、社会的身分、出身地域(出生地、登録基準地、成年になる前の主な居住地などをいう)、出身国、出身民族、容貌など身体条件、既婚・未婚・別居・離婚・死別・再婚・事実婚など婚姻しているかどうか、妊娠または出産、家族形態または家族状況、人種、皮膚の色、思想または政治的意見、刑の効力が失効した前科、性的指向、学歴、病歴などを理由として次のいずれかに該当する行為をいう。ただし現存する差別をなくすために特定の者（特定の者の集団を含む。以下同様）を暫定的に優遇する行為と、そのことを内容とする法令の制定・改正および政策の策定・実施は平等権侵害の差別行為（以下「差別行為」とする）とみなさない

→ 19種類の項目 + など

申立できる「差別行為」(続き)

- ア. **雇用**(募集、採用、教育、配置、昇進、賃金および賃金以外の金品の支給、資金融資、定年、退職、解雇などを含む)と関連し特定の者を優遇・排除・区別して不利な待遇をする行為
- イ. **財貨・サービス・交通手段・商業施設・土地・住居施設の供給や利用**と関連して特定の者を優遇・排除・区別して不利な待遇をする行為
- ウ. **教育施設や職業訓練機関**での教育・訓練やその利用と関連して特定の者を優遇・排除・区別して不利な待遇をする行為
- エ. **セクシュアルハラスメント**(業務、雇用、その他の関係で公共機関<国家機関、地方自治体、「初・中等教育法」第2条、「高等教育法」第2条とその他の法律により設置された各級学校、「公職者倫理法」第3条の2第1項による公職関連団体をいう>の従事者、使用者または労働者がその職位を利用して、または業務などに関連して性的言動などで性的屈辱感または嫌悪感を感じさせたり、性的言動またはその他の要求などに従わないという理由で雇用上の不利益を与えることをいう) 行為

3.2 アクセス、調査と決定

- 人権委の最も大きな長所：簡便性、人権フレンドリーな環境、迅速な決定
- 人権委の相談、申立、受理
 - 電話、メール、訪問、書簡、オンラインなど多様な方式
 - 人権巡回相談と現場訪問もおこなう
- 全国に5つの地域事務所+1つの出張所(開所年度 - 現在の職員数)
 - 釜山(2005.10.11. - 12名)
 - 光州(2005.10.12. - 9名) + 済州出張所(2019.11.1. - 4名)
 - 大邱(2007.8.31. - 11名)
 - 大田(2014.10.15. - 11名)
 - 江原(2017.6.1. - 9名)

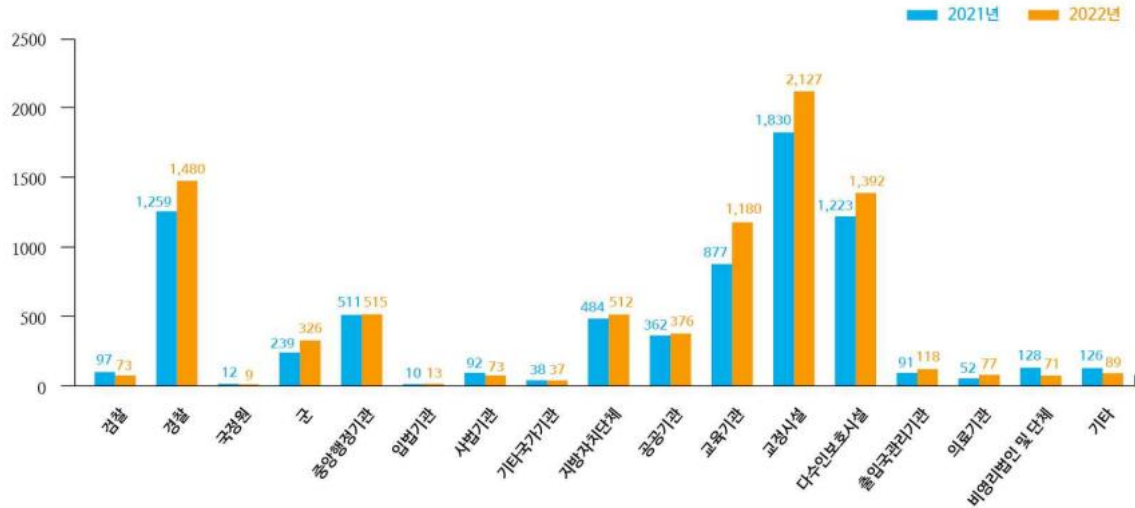
2001~22年 総申立件数: のべ171,593件受理, 167,066件処理
2022年度: 10,573件受理 (前年度比 5.3% 増加),
10,345件処理 (前年度比 11.7% 増加)

[그래프 1-7] 연도별 진정사건 접수 및 처리 추이



[그래프 1-9] 전년대비 기관별 인권침해 진정접수 현황

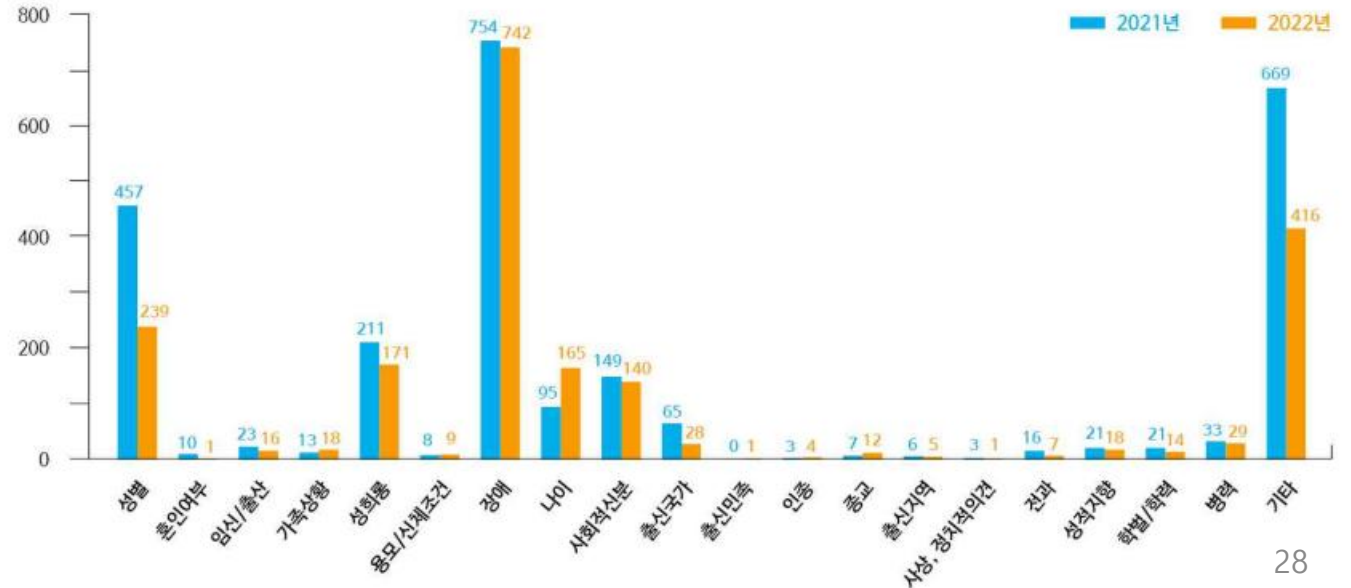
←前年比 機関別の人権侵害申立受理の現状



資料出典:
2022 国家人権委員会統計
(人権委ホームページ:
www.humanrights.go.kr>資料空間>統計資料>
委員会統計資料 484番)

[그래프 1-10] 전년대비 사유별 차별행위 진정접수 현황

前年比 事由別の差別行為申立 →
受付の現状



3.3 政策勧告と人権基準の確立

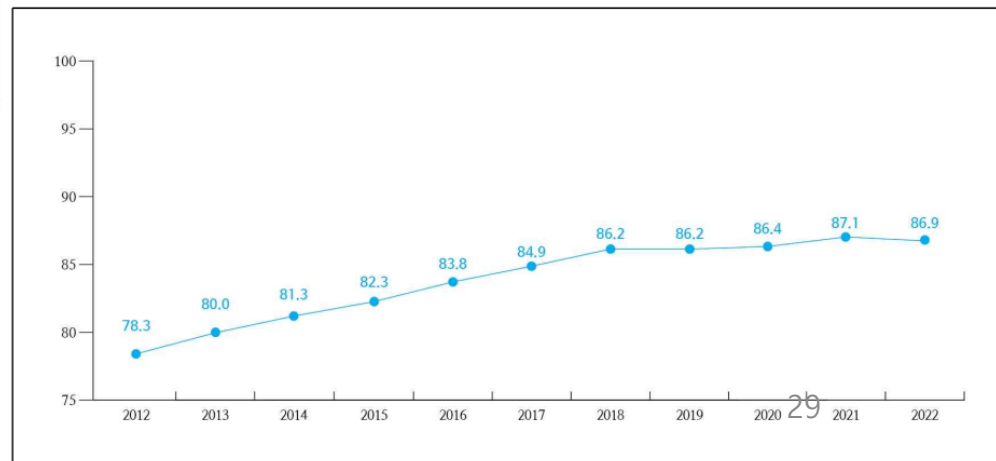
[그래프 1-1] 연도별 인권정책 권고 추이

年度別の人権政策への勧告の推移



年度別の累積人権政策への勧告
の受入れの割合の推移

[그래프 1-2] 연도별 누적 인권정책 권고 수용률 추이



3.4 行政、立法、司法、市民社会間の架け橋の役割

- 人権促進のためにあらゆる行政、立法、司法部と市民社会すべてをまとめることができる
- 国家機関として公的な信用力を持ち、人権保護、促進のために各種聴聞会、討論会、懇談会、公聴会、国際会議などを開催
- 国際人権規範の履行の橋頭堡
- 新しい人権課題に対応：気候危機などの災害、AI、超高齢社会問題など

[표 5-2-11] 청문회 개최 현황

개최일시	청문회 주제	진술인(관계기관)
2001.12. 7.	테러방지법(안)의 정책과 대안	국가정보원, 국방부, 경찰청 등
2003. 2.20.	기간제교원(비정규직) 차별에 대한 청문회	교육인적자원부, 노동부 등
2003. 4. 8.	교육행정정보시스템 쟁점과 대안에 대한 청문회	교육인적자원부 등
2003. 4. 9.	정신질환자의 인권보호를 위한 청문회	이해관계자 및 전문가
2003.12. 9.	구금시설 수용자 건강권 보장방안 마련을 위한 청문회	법무부, 보건복지부 등
2003.12.11.	재용신제검사 개선방안 마련을 위한 청문회	노동부, 행정자치부, 국립보건원 등
2004. 4.28.	사형제도 개선을 위한 청문회	이해관계자 및 전문가
2005. 1.18.	신원조사제도 개선방안 마련을 위한 청문회	국가정보원, 경찰청 등
2005. 3.16.	비정규근로관련 입법안에 대한 청문회	노동부 등
2005. 7.14.	난민의 인권보호 정책제안 청문회	법무부 등
2005.10.19.	양심적 병역거부 관련 청문회	병무청, 국방부 등
2006. 7.11.	재건축·재개발 과정에서의 학습권 보장 방안 청문회	교육인적자원부, 건설교통부, 환경부 등
2007. 8.17.	특수형태근로종사자 보호입법 청문회	노동부 등
2007.10.30.	집회금지통고 제도 및 사전차단조치에 대한 법적, 제도적 보완 방안 마련을 위한 청문회	경찰청 등
2019. 5. 3.	사형제 및 대체형벌 청문회	이해관계자 및 전문가
2022. 10. 20.	트랜스젠더 성별정정 기준에 관한 청문회	법원행정처 등

聴聞会（ヒアリング）開催の現状
 ↑

76) 법 제23조에 따라 위안화는 업무를 수행하기 위하여 필요하다고 인정하면 관계기관 등의 대표자, 이해관계인 또는 학식과 경험이 있는 사람 등에게 출석을 요구하여 사실 또는 의견의 진술을 들을 수 있다.

参考資料

- 国家人権委員会20年史-2001~2021, 2021.
- 2022 国家人権委員会年間報告書, 2023.
- 2022 国家人権委員会統計, 2023.
- 国家人権委員会法、国家法令情報センターウェブサイト
law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsId=009146&ancYnChk=0#0000
- 国家人権委員会法解説集発刊委員会(委員長 チョン・インソプ), 国家人権委員会法解説集, 2005.
- チョウ・ヨンファン “国家人権機構の国際的发展と韓国の対案“, ソウル大学大学院, 法学修士学位論文, 2000

- ご清聴いただきありがとうございます
- Q & A

